

# 第 67 回国民体育大会セーリング競技

## 帆 走 指 示 書

### 1. 適用規則

- 1.1 本大会は、セーリング競技規則「2009-2012」(以下、「競技規則」という)に定義された、規則を適用する。ただし、これらの規則等のうち、本帆走指示書によって変更されたものを除く。
- 1.2 国体ウインドサーフィン級について、競技規則 B2.4、B7.1、B8 は適用しない。
- 1.3 競技規則 42 の違反に対しては、付則 P を適用する。ただし、付則 P の文中の「セール番号」を「県番号」に置き換える。
- 1.4 参加資格に係る違反及びドーピング防止規則に対する違反の得点等の取り扱いについては、第 67 回国民体育大会実施要項総則 6(3)「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」による。

### 2. 広告

本大会は、財団法人日本セーリング連盟の承認を得て、一切の広告を制限する。

### 3. 競技者への通告

競技者への通告は、本部棟前に設置された公式掲示板に掲示する。

### 4. 帆走指示書の変更

帆走指示書(以下、「指示」という)の変更は、それが発効する当日の当該クラス予告信号予定時刻の 60 分前までに掲示する。  
ただし、レース海面の変更は、当該レースの D 旗掲揚までに、レース日程の変更は、それが発効する前日の 19 時までに掲示する。

### 5. 陸上で発する信号

- 5.1 陸上で発する信号は、本部棟の信号柱に掲揚する。
- 5.2 音響 1 声とともに掲揚される D 旗は、「予告信号は D 旗掲揚後 30 分以降に発する。艇はこの信号が発せられるまでは離岸してはならない」ことを意味する。ただし、D 旗がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみに適用する。
- 5.3 指示 6.1 に示された個別のレースに対して、AP 旗は掲揚しない。予告信号予定時刻の 30 分前までに D 旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間の定めなく延期されている。

### 6. レースの日程

6.1 レースの日程は次のとおりとする。

月日	予告信号 予定時刻	A海面		予告信号 予定時刻	B海面	
10月3日 (水)	11:25	成年女子セーリングスピリッツ級	トライアルレース	11:35	成年女子シーホッパー級スモールリグ	トライアルレース
	11:30	少年女子セーリングスピリッツ級	トライアルレース	11:40	少年女子シーホッパー級スモールリグ	トライアルレース
	13:10	成年男子470級	トライアルレース	13:20	成年男子国体ウインドサーフィン級	トライアルレース
	13:15	少年男子セーリングスピリッツ級	トライアルレース	13:25	成年女子国体ウインドサーフィン級	トライアルレース
	13:20	成年男子国体シングルハンダー級	トライアルレース	13:45	少年男子シーホッパー級スモールリグ	トライアルレース
10月4日 (木)	09:55	成年男子470級	第1レース	10:05	成年男子国体ウインドサーフィン級	第1レース
	10:00	少年男子セーリングスピリッツ級	第1レース	10:10	成年女子国体ウインドサーフィン級	第1レース
	10:05	成年男子国体シングルハンダー級	第1レース	10:30	少年男子シーホッパー級スモールリグ	第1レース
	引き続き	成年男子470級	第2レース	引き続き	少年男子シーホッパー級スモールリグ	第2レース
	5分後	少年男子セーリングスピリッツ級	第2レース			
	5分後	成年男子国体シングルハンダー級	第2レース			
	12:55	成年女子セーリングスピリッツ級	第1レース	13:05	成年男子国体ウインドサーフィン級	第2レース
	13:00	少年女子セーリングスピリッツ級	第1レース	13:10	成年女子国体ウインドサーフィン級	第2レース
				13:30	成年女子シーホッパー級スモールリグ	第1レース
			13:35	少年女子シーホッパー級スモールリグ	第1レース	
	引き続き	成年女子セーリングスピリッツ級	第2レース	引き続き	成年女子シーホッパー級スモールリグ	第2レース
	5分後	少年女子セーリングスピリッツ級	第2レース	5分後	少年女子シーホッパー級スモールリグ	第2レース

10月5日 (金)	09:55	成年男子国体ウインドサーフィン級	第3レース	10:05	成年女子セーリングスピリッツ級	第3レース
	10:00	成年女子国体ウインドサーフィン級	第3レース	10:10	少年女子セーリングスピリッツ級	第3レース
	10:20	成年女子シーホッパー級スモールリグ	第3レース			
	10:25	少年女子シーホッパー級スモールリグ	第3レース			
	引き続き 5分後	成年女子シーホッパー級スモールリグ	第4レース	引き続き 5分後	成年女子セーリングスピリッツ級	第4レース
		少年女子シーホッパー級スモールリグ	第4レース		少年女子セーリングスピリッツ級	第4レース
	12:55	成年男子国体ウインドサーフィン級	第4レース	13:05	成年男子470級	第3レース
	13:00	成年女子国体ウインドサーフィン級	第4レース	13:10	少年男子セーリングスピリッツ級	第3レース
13:20	少年男子シーホッパー級スモールリグ	第3レース	13:15	成年男子国体シングルハンダー級	第3レース	
引き続き	少年男子シーホッパー級スモールリグ	第4レース	引き続き 5分後 5分後	成年男子470級	第4レース	
				少年男子セーリングスピリッツ級	第4レース	
				成年男子国体シングルハンダー級	第4レース	
10月6日 (土)	09:55	成年男子470級	第5レース	10:05	成年男子国体ウインドサーフィン級	第5レース
	10:00	少年男子セーリングスピリッツ級	第5レース	10:10	成年女子国体ウインドサーフィン級	第5レース
	10:05	成年男子国体シングルハンダー級	第5レース	10:30	少年男子シーホッパー級スモールリグ	第5レース
	引き続き 5分後	成年男子470級	第6レース	引き続き	少年男子シーホッパー級スモールリグ	第6レース
	5分後	少年男子セーリングスピリッツ級	第6レース			
	5分後	成年男子国体シングルハンダー級	第6レース			
	12:55	成年女子セーリングスピリッツ級	第5レース	13:05	成年男子国体ウインドサーフィン級	第6レース
	13:00	少年女子セーリングスピリッツ級	第5レース	13:10	成年女子国体ウインドサーフィン級	第6レース
			13:30	成年女子シーホッパー級スモールリグ	第5レース	
			13:35	少年女子シーホッパー級スモールリグ	第5レース	
10月7日 (日)	09:55	成年女子シーホッパー級スモールリグ	第6レース	10:05	成年女子セーリングスピリッツ級	第6レース
	10:00	少年女子シーホッパー級スモールリグ	第6レース	10:10	少年女子セーリングスピリッツ級	第6レース

6.2 引き続きレースを行う場合、レースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を発する少なくとも4分以前に、音響1声とともにオレンジ旗を掲揚する。

6.3 10月7日(日)のレースは、11:00より後に予告信号は発しない。

## 7. クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

クラス	クラス旗
成年男子 国体ウインドサーフィン級	国体ウインドサーフィン級の記章を記した白色旗
成年男子 470級	470級の記章を記した白色旗
成年男子 国体シングルハンダー級	国体シングルハンダー級の記章を記した白色旗
成年女子 国体ウインドサーフィン級	国体ウインドサーフィン級の記章を記したピンク旗
成年女子 セーリングスピリッツ級	セーリングスピリッツ級の記章を記したピンク旗
成年女子 シーホッパー級スモールリグ	シーホッパー級スモールリグの記章を記したピンク旗
少年男子 セーリングスピリッツ級	セーリングスピリッツ級の記章を記した白色旗
少年男子 シーホッパー級スモールリグ	シーホッパー級スモールリグの記章を記した白色旗
少年女子 セーリングスピリッツ級	セーリングスピリッツ級の記章を記した緑色旗
少年女子 シーホッパー級スモールリグ	シーホッパー級スモールリグの記章を記した緑色旗

## 8. レース海面

レース海面は、海陽ヨットハーバー沖の概ね添付図-1に示す海面である。

## 9. コース

9.1 添付図-2の見取り図は、レグの概ねの角度、通過すべきマークの順序及び各マークの通過する側を含むコースを示す。

9.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9.3 艇の帆走すべきコースは次のとおりとする。コースを示すボードは、予告信号以前にレース委員会信号艇に掲示する。

- (1) 1が掲示されたとき：コース1
- (2) 2が掲示されたとき：コース2
- (3) 3が掲示されたとき：コース3
- (4) 4が掲示されたとき：コース4

## 10. マーク

10.1 マーク 1. 2. 3. 4 は次のとおりとする。

	A 海面				B 海面			
	外装色	形状	文字表記	帯	外装色	形状	文字表記	帯
マーク 1	黄色	円筒形	黒色で 1	-	オレンジ色	円筒形	黒色で 1	-
マーク 2	黄色	円筒形	黒色で 2	-	オレンジ色	円筒形	黒色で 2	-
マーク 3	黄色	円筒形	黒色で 3	-	オレンジ色	円筒形	黒色で 3	-
マーク 4	赤色	円筒形	白色で 4	白色帯 1 本	黄色	円筒形	黒色で 4	黒色帯 1 本

- 10.2 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端にあるレース委員会の信号艇と、ポートの端にあるレース委員会艇とする。
- 10.3 フィニッシュ・マークは、A 海面ではフィニッシュ・ラインの両端にあるレース委員会艇とする。  
B 海面ではフィニッシュ・ラインのスターボードの端にあるマークと、ポートの端にあるレース委員会艇とする。
- 10.4 指示 13 に従い、コースの次のレグの変更により新しいマークを用いる場合には、両海面とも黄色三角錘形ブイを使用する。その後、再び新しいマークを用いる場合は、元のマークを使用する。

## 11. スタート

- 11.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールまたはマストの間とする。
- 11.2 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・ラインからおおむね 50m 以内の範囲およびコースサイドから離れていなければならない。
- 11.3 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これは競技規則 A4 および A5 を変更している。
- 11.4 ゼネラル・リコールの際、艇に知らせるため、レース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも第一代表旗を掲揚する場合がある。ただし、信号艇以外の当該レース委員会艇が行う第一代表旗の掲揚・降下については、競技規則レース信号「予告信号は降下の 1 分後に発する」の意味は持たないものとし、音響の無声も無視されるものとする。これは競技規則レース信号および 29.2 を変更している。

## 12. 黒色旗規則適用に伴う掲示

競技規則 30.3 の文中の「セール番号」を、「県番号」に置き換える。

## 13. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークを使用する。

## 14. フィニッシュ

A 海面のフィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールまたはマストの間とする。

B 海面のフィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールまたはマストとフィニッシュ・マークの間とする。

B 海面のみ、フィニッシュ・ラインの延長線上の陸側に、目安となるポールを設置する。

## 15. タイム・リミット

先頭艇がコースを帆走してフィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。これは競技規則 35、A4 及び A5 を変更している。

## 16. スタート後のコースの短縮またはレースの中止

- 16.1 競技規則 32 に基づく理由によるコース短縮またはレース中止のほか、スタート後およそ 30 分以内に先頭艇が最初のマークに到達しそうでない場合、レース委員会はレースを中止することができる。またスタート後およそ 60 分以内にレースが終了しそうでない場合、レース委員会はコースを短縮またはレースを中止することができる。これは競技規則 32.1 を変更している。
- 16.2 指示 16.1 の時間どおりでなくても、救済要求の根拠とはならない。これは競技規則 62.1(a)を変更している。
- 16.3 スタート信号後にレースを中止する場合、その旨を艇に知らせるため、レース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも N、N+A あるいは N+H 旗を掲揚することができる。ただし、信号艇以外の当該レース委員会艇が行う N 旗の掲揚・降下については、競技規則レース信号「予告信号は降下の 1 分後に発する」の意味は持たないものとし、音響の無声も無視されるものとする。これは競技規則レース信号および 32.1 を変更している。

## 17. 抗議と救済要求

- 17.1 抗議、救済要求および審問再開の要求は、プロテスト委員会事務局で入手できる用紙に記入の上、プロテスト委員会事務局に提出しなければならない。
- 17.2 抗議締め切り時刻は掲示する。その日の当該クラスの最終レース終了後 60 分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。
- 17.3 レース委員会、またはプロテスト委員会による抗議の通告を競技規則 61.1(b)に基づき艇に伝えるため掲示する。
- 17.4 指示 1.3 に基づき競技規則 42 違反に対してペナルティーを課せられた艇のリストを掲示する。
- 17.5 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。競技者への審問の時刻、場所、当事者および証人として指名された競技者への通告は、抗議締め切り時刻後 30 分以内に掲示する。
- 17.6 指示 5.2、11.2、19、20.1、21.1、23、24、25 および各クラス規則の違反は、艇からの抗議の根拠とはならない。これは競技規則 60.1(a)を変更している。指示 5.2、11.2、20.1、21.1、23、24、25 および各クラス規則の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合、失格より軽減することができる。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する略語は DPI である。
- 17.7 競技規則 66 に基づく審問再開要求は、判決を通告された日の翌日の 9 時までには限り求めることができる。ただし 10 月 7 日に行われたレースについては、判決を通告されてから 15 分以内とする。
- 17.8 10 月 7 日のプロテスト委員会の判決に対する救済要求は、判決の掲示から 15 分以内でなければならない。これは競技規則 62.2 を変更している。
- 17.9 日本セーリング連盟規程 4.3 に基づき、プロテスト委員会の判決をもって最終とする。

## 18. 得点

- 18.1 本大会は各クラスとも 6 レースが予定され、それぞれ 1 レースの完了をもって成立する。
- 18.2 艇の得点は、5 レース未満しか完了しなかった場合は全てのレースの得点の合計とし、5 レース以上完了した場合は最も悪い得点を除外したレースの得点の合計とする。
- 18.3 指示 19 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに PTP と記録し、確定順位+3 点の得点を与える。ただし、当該種目参加艇数+1 点を上回らない。  
これは競技規則 63.1、A4 および A5 を変更している。  
なお引き続きのレースが行われた場合には、指示 19.3 の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 19.4 の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。
- 18.4 参加艇数とは、当該種目に参加が認められた艇の数とする。  
なお、第 67 回国民体育大会実施要項総則 6(3)「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」により、違反艇は参加艇数から除外する。
- 18.5 掲示されたレースまたはシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正を要請する場合、艇はレース委員会事務局に用意されている「得点照会要請書」に所定の事項を記入して訂正を要請しなければならない。
- 18.6 各種目とも、上記得点方法に従い順位を決定し、下記の種目別の競技得点を与える。

### 【470 級・セーリングスピリッツ級】

順位	競技得点	順位	競技得点	順位	競技得点	順位	競技得点
1 位	24 点	2 位	21 点	3 位	18 点	4 位	15 点
5 位	12 点	6 位	9 点	7 位	6 点	8 位	3 点

### 【国体シングルハンダー級・国体ウインドサーフィン級・シーホッパー級スモールリグ】

順位	競技得点	順位	競技得点	順位	競技得点	順位	競技得点
1 位	8 点	2 位	7 点	3 位	6 点	4 位	5 点
5 位	4 点	6 位	3 点	7 位	2 点	8 位	1 点

- 18.7 総合成績決定方法は下記のとおりとする。
  - (1) 大会に参加した都道府県に参加得点 10 点を与える。
  - (2) 男女総合成績(天皇杯得点)および女子総合得点(皇后杯得点)は、指示 18.6 の種目別の競技得点と参加得点(10 点)を合計し、その合計得点が多い都道府県を上位とし第 1 位から第 8 位を決定する。  
ただし同点の場合は順位を共有し、その次の順位を欠位とする。
- 18.8 参加資格違反及びドーピング規則違反が確定した艇は、その種目の順位を取り消し、成績は抹消され違反艇より下位の艇の種目順位を繰り上げる。  
また参加艇数からも削除され、各レースの艇の順位および得点も変更する。

## 19. 申告

- 19.1 出艇申告および帰着申告は署名方式で行う。署名用紙は、その日のレースが予定されているクラスについて、「レース申告受付所」に用意される。
- 19.2 署名は艇の艇長が行わなければならないが、レース委員会が正当と認めた場合、その代理人でもよい。
- 19.3 出艇しようとする艇の艇長は、その日の 8:30 から当該クラスの D 旗掲揚 10 分後までに署名用紙に署名しなければならない。引き続きレースが予定されている場合は、上記受付時間内にそのレースの分も合わせて申告しなければならない。出艇申告した艇で、当日の出艇を取り消す艇の艇長は、上記時間内に「レース申告受付所」で出艇申告の取り消しを申告しなければならない。
- 19.4 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに署名用紙に署名しなければならない。署名用紙は当該種目のレース終了後 60 分、引き続きレースが行われた場合は、そのレース終了後 60 分間用意する。  
ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。
- 19.5 レースの中止または延期により帰着した場合も、帰着申告を行わなければならない。また、中止または延期されたレースが再開される場合、指示 19.3 に従い再度出艇申告を行わなければならない。
- 19.6 リタイアしようとする艇、および引き続き行われるレースに出走しない艇は、リタイアの意志を近くのレース委員会艇に伝え、速やかにレース海面を離れなければならない。該当艇の艇長は、帰着後直ちに指示 19.4 の帰着申告を行ったうえ、リタイア報告書を「レース申告受付所」に提出しなければならない。

## 20. 安全規程

- 20.1 艇の乗員は、離岸して着岸するまでの間、有効な浮力を有する個人用浮揚用具(ライフジャケット)を着用しなければならない。ただし、衣類の着脱に携る短時間の場合には、この限りではない。  
これは、競技規則第 4 章前文および 40 を変更している。
- 20.2 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対し、リタイアの勧告および強制的な救助を行うことができる。これは艇による救済要求の根拠とはならない。これは競技規則 62.1(a)を変更している。
- 20.3 成年男子 470 級を除き、艇は自らの安全を考慮し、マスト・トップに浮力体をつけることができる。

## 21. 装備の交換とチェック

- 21.1 装備の交換は、損傷または紛失した場合のみで、且つ、レース委員会の承認なしには許可されない。  
装備の交換要請は、最初の妥当な機会に、計測・競艇部で入手できる用紙に記入の上、計測・競艇部に提出しなければならない。
- 21.2 艇または装備がクラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

## 22. 運営艇

- 22.1 運営艇の標識は次のとおりとする。

運営艇名	運営艇識別旗	運営艇名	運営艇識別旗
競技委員長艇	TD と黒色で記した白色旗	救助艇	RESCUE と青色で記した白色旗
レース委員長艇	PRO と黒色で記した白色旗	警戒艇	MARSHALL と青色で記した白色旗
A 海面レース委員会艇	RC と赤色で記した白色旗	報道艇	MEDIA と緑色で記した白色旗
B 海面レース委員会艇	RC と黒色で記した黄色旗	連絡艇	TRANSPORTER と黒色で記した黄色旗
プロテスト委員長艇	JC と白色で記した赤色旗	計測・競艇部艇	MEASURER と赤色で記した黄色旗
プロテスト委員会艇	JURY と白色で記した赤色旗	VIP 艇	VIP と黒色で記した水色と白色の 2 色旗

- 22.2 紛失等による運営艇の識別旗非掲揚は、救済の根拠とはならない。これは競技規則 62.1(a)を変更している。

## 23. 支援艇

- 23.1 各都道府県チームの支援艇は、レース委員会で入手できる「支援艇許可申請書」を 10 月 2 日 10:00 から 3 日 9:00 までにレース委員会に提出し、許可を受けることにより使用することができる。
- 23.2 支援艇は出艇してから帰着するまでの間、常に主催者が用意したピンク旗を各都道府県チームで用意する最低長 1m のポールを使用して掲揚しなければならない。ピンク旗はレース委員会で用意され、大会終了後、返却しなければならない。
- 23.3 支援艇の出艇申告および帰着申告は署名方式で行う。署名用紙は「レース申告受付所」に用意される。支援艇の出艇申告は、各レース日の 8:30 から受け付ける。なお、指示 5 に規定する D 旗が掲揚されていない場合、支援艇はこれに従うものとする。支援艇の帰着申告は、その日のもっとも遅く終了したレース終了後 60 分以内に行わなければならない。

- 23.4 支援艇は艇、運営艇の行動を妨げてはならない。また、最初にスタートするクラスの準備信号時刻からすべての艇がフィニッシュもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期もしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。
- 23.5 引き続きレースが行われる場合、各レース終了後、支援艇は艇がレースをしているエリアの外側で競技者への飲食物の授受支援を行ってもよい。ただし、レース委員会からの要請に基づく場合を除き、その他の物品の授受や、艇の曳航等の支援行為を行ってはならない。
- 23.6 天候等の状況によりレース委員会から各支援艇に、艇に対する救助要請を行う場合は、レース委員会艇にグリーン旗を掲揚する。ただし、グリーン旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該信号はそのクラスにのみ適用される。
- 23.7 指示 23 に違反、またはレース委員会艇の指示に従わなかった支援艇は、以後出艇が許可されないほか、当該支援艇に関するチームの艇が、レース委員会またはプロテスト委員会から抗議されることがある。

#### 24. 無線通信

緊急事態を除き、艇は海上において無線の送受信を行ってはならない。この制限は、携帯電話および GPS にも適用される。

#### 25. ごみの処分

艇は水中にごみ等を捨ててはならない。ごみは各艇が責任もって処理しなければならない。

#### 26. 賞

- 26.1 男女総合成績、および女子総合成績の第 1 位から第 8 位までの都道府県に賞状を授与する。
- 26.2 男女総合成績第 1 の都道府県に大会会長トロフィーを授与する。
- 26.3 各種目の第 1 位から第 8 位までに賞状を授与する。

#### 27. 責任の否認

本大会は競技者が自分自身の責任で参加している。(競技規則 4「レースをすることの決定」参照)

主催団体は、大会前、大会中または大会後に生じた物的損傷、身体傷害、もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

#### 28. 規則違反によって生じた損害の補償

主催団体は、規則に違反した艇の乗員に対して、その規則違反によって生じた全ての損害の補償を命じることができる。その損害補償に関しては、競技委員会の査定に従うものとする。

#### 29. 帆走指示書に関する質問

- 29.1 帆走指示書に関する質問は、平成 24 年 8 月 31 日(金)まで文書でのみ受け付ける。
- 29.2 質問の送り先は次のとおりとし、回答は大会会場の公式掲示板に掲示する。

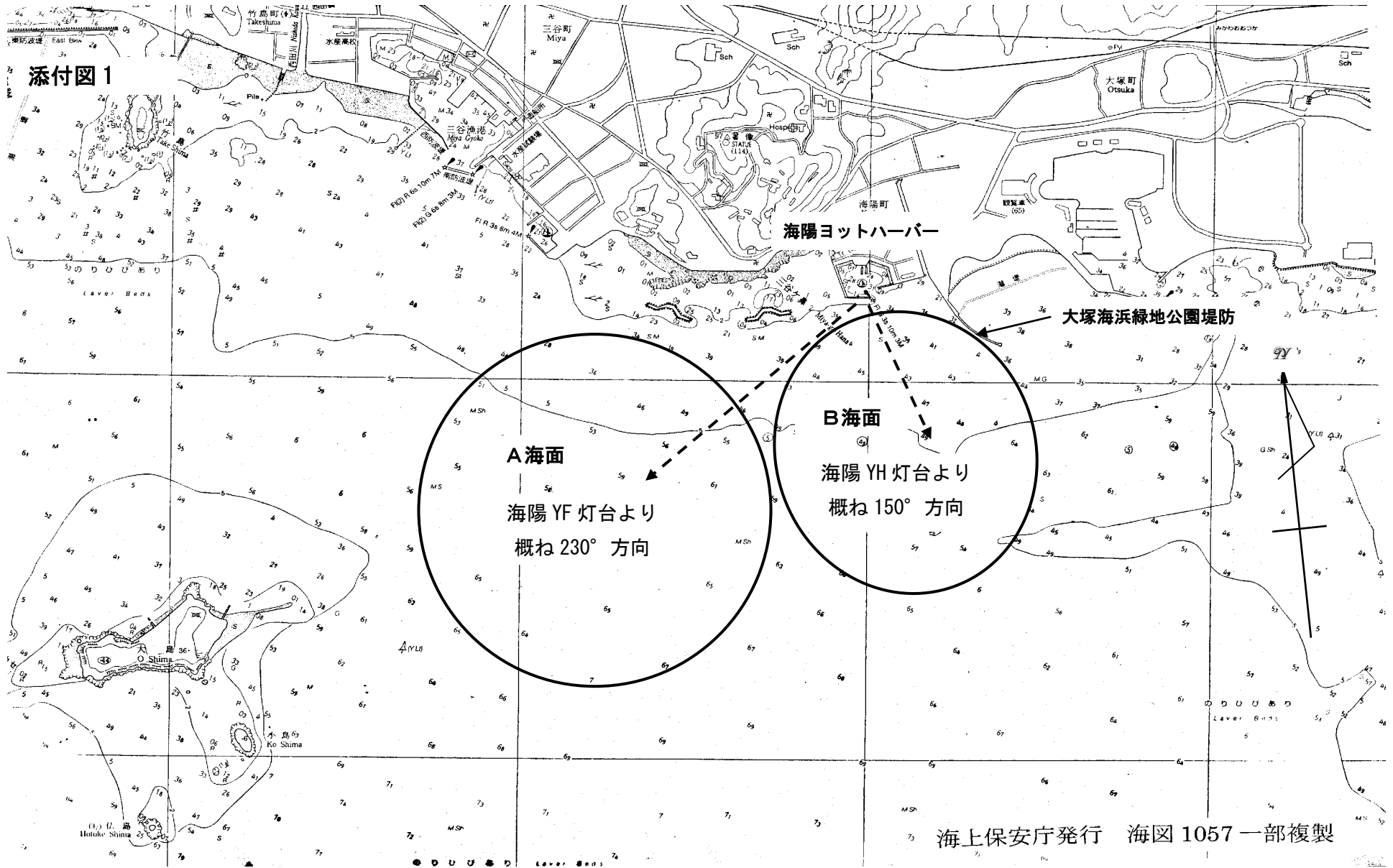
#### < 送付先 >

公益財団法人 日本セーリング連盟

〒 150-8050 東京都渋谷区神南一丁目一番一号 岸記念体育館内

E-mail : jimukyoku@jsaf.or.jp

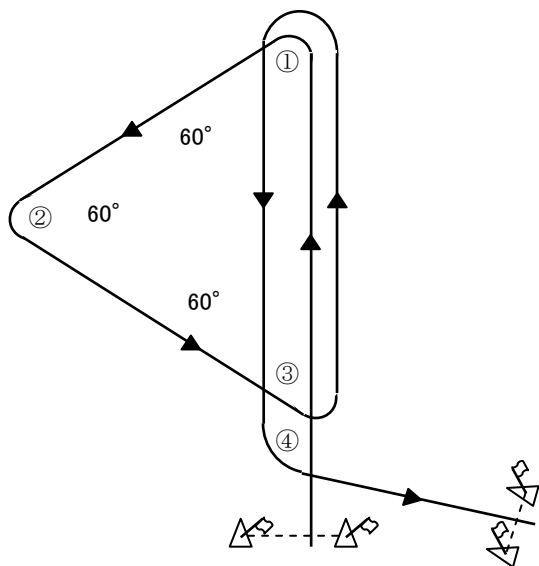
添付図 1



海上保安庁発行 海図 1057 一部複製

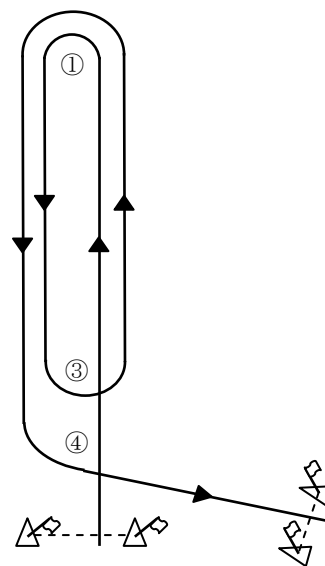
添付図 2

A 海面コース 1



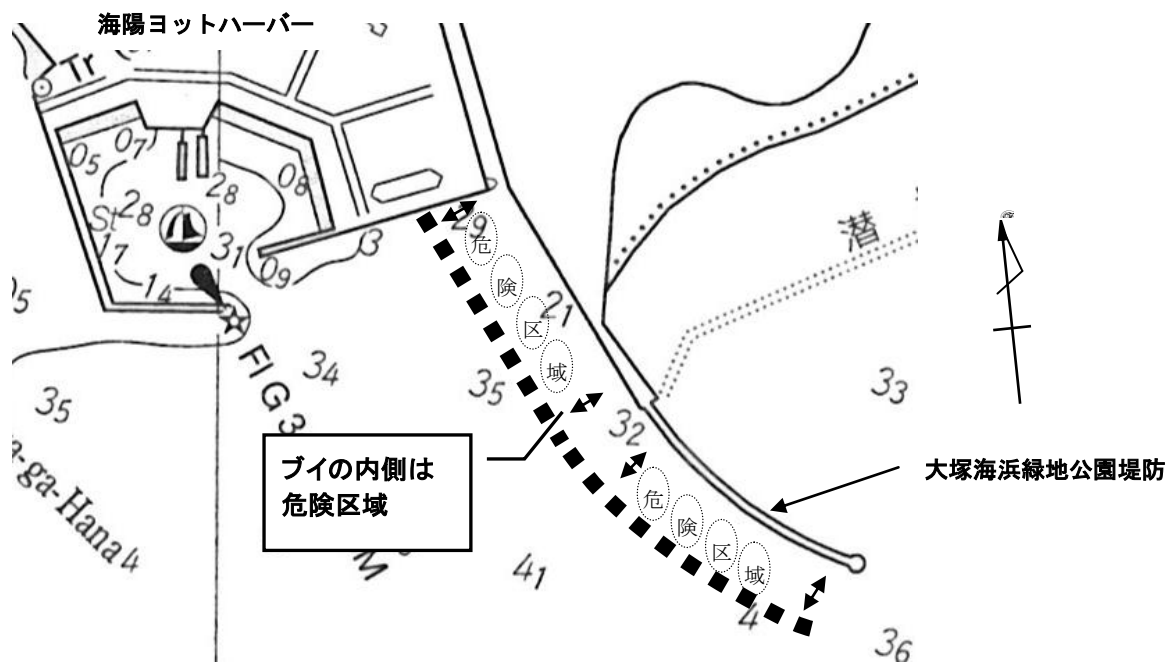
スタート → ① → ② → ③ → ① → ④ → フィニッシュ

A 海面コース 2



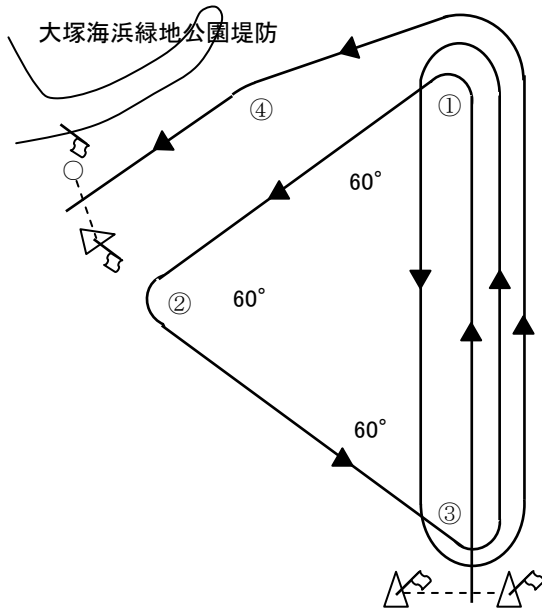
スタート → ① → ③ → ① → ④ → フィニッシュ

B 海面危険区域

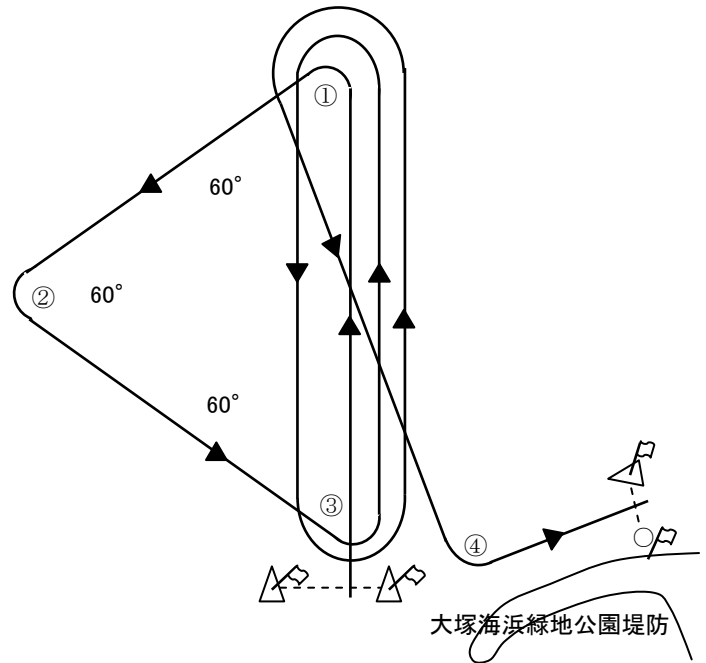




**B海面コース1 風向 0° ~120°**

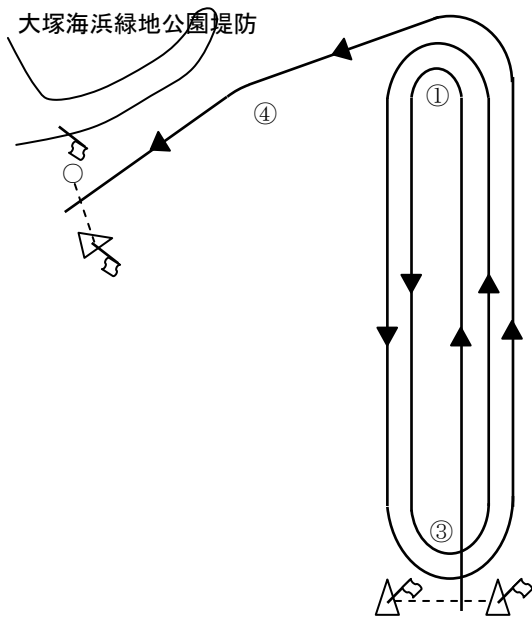


**B海面コース2 風向 121° ~359°**

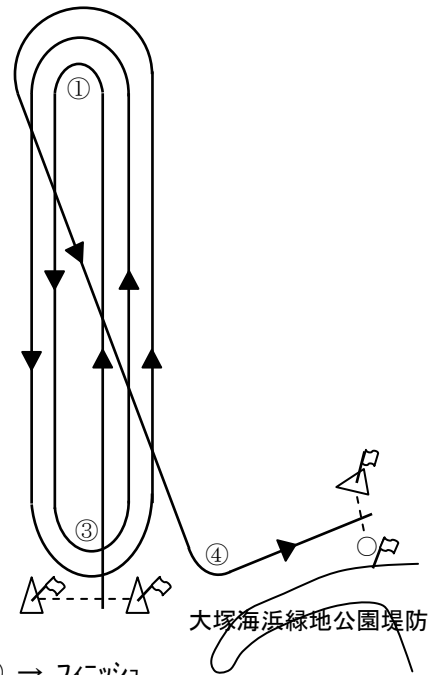


スタート → ① → ② → ③ → ① → ③ → ① → ④ → フィニッシュ

**B海面コース3 風向 0° ~120°**



**B海面コース4 風向 121° ~359°**



スタート → ① → ③ → ① → ③ → ① → ④ → フィニッシュ

4 マークは固定マークとする。このため 1 マークと 4 マークの  
位置関係は必ずしも、図の通りではない